

令和8年度川崎市家庭的保育事業等指導監査における重点事項

本年度の家庭的保育事業等の指導監査は、次の事項に重点を置いて実施するものとする。

1 施設の適正な運営の確保

- (1) 条例等に規定された職員が適正に配置されているか。
- (2) 職員の確保と定着化に努めているか。

2 非常災害対策、事故防止等の安全対策

- (1) 安全計画を策定するとともに、職員に対する周知や研修・訓練の実施、保護者に対する取組内容等の周知を行っているか。
- (2) 条例等に規定されている避難・消火訓練を適正に実施し、消防機関に報告しているか。
- (3) 事故が発生した場合、その状況等を記録するとともに、速やかに市へ報告しているか。
- (4) プール活動・水遊び時に監視者の配置を行い、監視体制の確保を行っているか。また、園内外での見失い等、子どもの行動範囲や情報共有を行い、人数確認及び安全管理がされているか。
- (5) 睡眠中は、職員が必ず在室し、子どもは仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェック・記録する等、必要な安全対策を徹底されているか。
- (6) 子どもの年齢に関わらず日常的に食べている食材であっても窒息の危険性があることを十分に認識し、窒息・誤嚥事故防止に関する正しい理解のもとで、事故防止対策が徹底されているか。

3 人権の尊重

- (1) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行っているか。
- (2) 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めているか。また、子どもが自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいけるよう保育環境を適切に整備しているか。
- (3) 不適切保育を防ぐため、日々の保育実践を振り返り、計画的に研修を実施するなど、施設全体で継続的に取り組んでいるか。

4 保育の質の確保・向上

- (1) 保育の計画に基づく保育の実施、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、全職員が共通理解をもって取り組んでいるか。
- (2) 職員は職務内容に応じた専門性を高めるために必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めているか。また、施設長は体系的・計画的な研修機会を確保すると共に組織内での研修成果の活用を図っているか。

5 食事の提供状況

- (1) 給与栄養目標量を設定し献立の作成を行い、一人ひとりの子どもの成長・発達に必要な栄養量を確保したうえで給食を提供しているか。
- (2) 保育所保育指針第3章2にあるように、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われているか。

6 適正な会計処理

- (1) 各会計年度に作成すべき計算書類が適正に作成されているか。

7 子どものための教育・保育給付費等の適正執行

- (1) 処遇改善等加算の実績報告書を適正に作成するとともに、職員の賃金改善が適切に図られているか。